

保育士修学資金貸付

沖縄県内の
保育士養成施設
へ入学予定の
“高校生” &
“一般”の方へ

✧保育士養成施設に在学する者に修学金を貸付ける
ことにより、保育士の養成確保に資することを
目的とした貸付制度です✧

貸付額

- (1) 修学費 月額 **50,000円以内** (総額1,200,000円以内)
- (2) 入学準備金 **200,000円以内**
- (3) 就職準備金 **200,000円以内**
- (4) 生活費加算 *生活費加算につきましては、福祉人材研修センター
のホームページをご確認ください。

♡
平成30年度
入学予定者へ
ご案内

貸付対象について

下記のすべてに該当する者

- (1) 申請時に生活保護世帯、または生活保護世帯に準ずる者(前年度もしくは当該年度において次のいずれかの措置を受けた者)
 - ア:市町村民税の非課税世帯または減免
 - イ:国民年金掛け金の減免
 - ウ:国民健康保険の減免または徴収の猶予
- (2) 平成30年度に指定保育士養成施設へ入学予定の者
- (3) 養成施設を卒業後、沖縄県内の指定保育所等において保育士の業務に従事する者
- (4) 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況などから真に貸付が必要と認められる者

連帯保証人について

- (1) 申請する場合は、債務を負担する能力のある連帯保証人を立てること。
- (2) 申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人であること。
※申請者が児童養護施設等、又は自立援助ホームに入所もしくは里親ファミリーホームに
委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として立てられない場合は本会までご
連絡ください。

返還免除について

養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い下記のいずれかに該当する場合は、貸付金の全額
が返還免除となります。

- (1) 沖縄県内等の指定された施設等において保育士の業務に5年間従事したとき。
- (2) 沖縄県内の過疎地域において保育士として従事、または中高年離職者(※養成施設入学時に45歳以上
の者かつ、離職後2年以内の者)であって保育士の業務に3年間従事したとき。

※ただし、返還免除の要件を満たさなかった場合、全額返還となります。



申込方法について

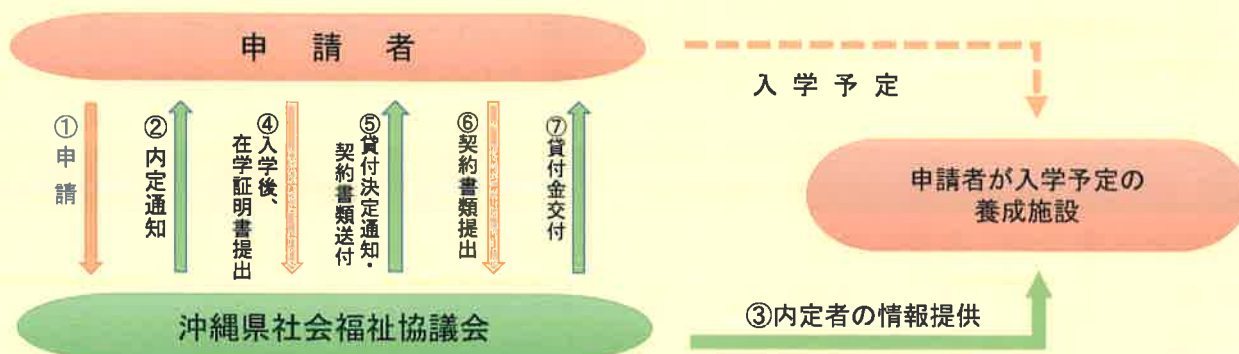
以下の申請書類を揃えて、下記の《お問合せ・お申込み先》へ持参または郵送にてご提出ください。

- (1) 修学資金貸付申請書
- (2) 在学する高校の調査書又は内申書(※現高校生に限る)
修学意欲・就労意思確認書(※高校生以外の者に限る)
- (3) 保育士養成施設の合格通知書の写し
- (4) 住民票(世帯全員分)の原本
- (5) 所得証明書(世帯全員分※但し高校生以下は除く)の原本
- (6) 連帯保証人の所得証明書の原本
- (7) 生活保護受給証明書または、生活保護世帯に準ずると確認できる書類
- (8) 生活保護世帯の者は、福祉事務所長の意見書
- (9) 児童養護施設長の意見書
※(9)については、申請者が児童養護施設等の在籍者で、
法定代理人を連帯保証人として立てられない場合
- (10) その他、本会長が必要と認める書類

◆ 貸付期間
養成施設に在学する期間

◆ 利 子
全て無利子。但し返還期間を
過ぎた場合は延滞利子
が発生します。

申請から内定までの流れについて



*内定は貸付の決定ではありません。入学後原則として、14日以内に[養成施設の在学証明書]を提出し、本会に受理された後、貸付決定となります。また、貸付金の交付は貸付決定後に行いますことを予めご了承ください。

《 お問合せ・お申込み先 》

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター（保育士修学資金担当）

〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-3 73-1（沖縄県総合福祉センター 3階）

TEL: 098-882-5703 FAX: 098-866-847

*お申込み方法や各種様式は、沖縄県福祉人材研修センターのホームページにてご確認ください。

ホームページアドレス <http://www.okishakyo.or.jp/jinzai/>

沖縄県福祉人材研修センター

